

V 民間団体が行った公民館に関する提言等

1 公民館のあるべき姿と今日的指標（抄）

〔昭和42年7月
全国公民館連合会〕

総 論

1 序 説

（略）…しかし、最近の急速度な地域社会の変容と地域住民の生活構造の変化は、公民館をめぐる社会的条件を著しく変質せしめつつあり、ふたたび公民館の存在理由を問いただし、公民館の機能発揮の方向について、再確認することの必要を痛感せしめている。

ここにおいて、われわれは、公民館創設当時の社会的条件が一変した現時点においてあらためて「公民館のあるべき姿」を探究し、ここにその「今日的指標」を見いだそうとするものである。

2 公民館のあるべき姿

(1) 目的と理念

公民館は、住民の生活の必要にこたえ、教育・学術・文化の普及ならびに向上につとめ、もって地域民主化の推進に役立つことを目的とする。

このためには、つぎのような理念に立たなければならない。

1 公民館活動の基底は、人間尊重の精神にある。

公民館は、すべての人間を尊敬信愛し、人間の生命と幸福をまもることを基本理念として、その活動を展開しなければならない。

2 公民館活動の核心は、国民の生涯教育の態勢を確立するにある。

公民館は、学校とならんで全国民の教育態勢を確立し、住民に教育の機会均等を保障する施設とならなければならない。

3 公民館活動の究極のねらいは、住民の自治能力の向上にある。

公民館は、社会連帯・自他共存の生活感情を育成し、住民自治の実をあげる場とならなければならない。

(2) 役割り

1 集会と活用

地域の社会生活は、集会活動をとおして向上する。このため集会場、いこいの場、茶の間など、多様な役割りをはたすものが公民館である。

さらにすすんで、住民の日常生活の相談に応じ、資料をととのえ、住民を他の諸機関・諸施設に媒介するなど、積極的な活用に供するのも公民館である。

これが、公民館の基本的な役割りである。

2 学習と創造

学習活動の場をととのえ、ゆたかな教材を提供し、教育・文化活動を展開するのが、公民館の重要な役割りである。

住民の継続的な学習活動は、各種の学級・講座等によって動機づけられ、促進され、かつ充実

される。しかも、それらはさらに個人や小集団による自主的な学習によって深められ、進められる必要がある。そのような学習活動をささえ、発展させるための活動は数多く考案されるべきであり、また、各種の資料や図書をととのえて、これを活用する場を構成し、教育的な条件を整備すべきである。

これが、公民館の中核的な役割りである。

3 総合と調整

地域社会における課題といかにして総合的に取り組むか、ここに公民館の高次の役割りがある。

公民館は、諸団体・諸機関の連絡と調整をはかり、住民の組織的な教育活動を通じて正しく力ある世論をもちあげ、地域社会発展の原動力となるべきである。

これが公民館の究極的な役割りである。

(3) 特質

1 地域性

公民館は民主的な地方自治をうちたて、地域の生活環境をととのえるために、生活課題や地域課題を発見し、その解決の方途を探究する場である。このためには生活連帯意識をささえる地域性が重視されなければならない。

しかし、反面、陥りやすい地域閉鎖性をさけ、広く内外の社会の推移に眼をひらく必要がある。

2 施設性

公民館は、教育施設としての特質が強調されなければならない。計画的・継続的で多様な活動を展開するためには、専用の施設と設備とが必要であり、とくに時代の進展に即応する教具・教材がゆたかに導入されなければならない。

3 専門性

公民館は、専門の職員によって経営されるべきである。しかも、公民館の機能を効果的に發揮するためには、職員の識見・技術・熱意にまつところが大きい。したがって、施設経営の能力を高めるため、職員の不断の研修が奨励されなければならない。

4 公共性

公民館は、公立たると私立たるとを問わず、公共性をもつ。教育の機会均等・非営利性および独立性を確立するために公共性を絶対の条件とする。

3 今日指標

(1) 企画の科学化

社会の変容に対処するためには、科学的方法にもとづいて地域の実態を把握し、住民の要求に応ずるキメ細かな企画が打ち出されなければならない。

企画を科学化するためには、つぎの視点に立つことが必要である。

- 1 社会の進展や産業構造の変革にたいし、歴史的・社会的な洞察をおこなうこと。
- 2 消費革命や流通革命とともに進行しつつある私生活への逃避的傾向に対し、社会連帯の意識や態度の形成をめざすこと。
- 3 一部マス・コミに見られる商業主義的傾向にたいして、自主的・批判的態度を育成すること。
- 4 近時の都市化・機械化などによって失われつつある人間性の回復をはかること。

(2) 事業の近代化

公民館活動の随性化を破るには、その成長度に応じ、地域の実態に即して、事業の近代化をはからなければならない。

事業の近代化には、つぎの視点が重視される。

- 1 他の諸機関・諸施設との共催，他の公民館との共同，立地条件を異にする公民館相互の交流などにより，新境地をひらくこと。
- 2 受動的な学習に終始せず，創作・創造・実習・実験など，生活と生産にむすびつき，現代人の心理に適合する能動的な事業を重視すること。
- 3 新しい視聴覚器材などを活用し，進展する科学技術に対応した事業を実施すること。
- 4 移動公民館・有線放送などを利用し，事業の機動性・普遍性・浸透性を高めること。

(3) 運営の効率化

教育活動が，ただちに具象的な効果をあげうるものでないという事実にかくれて，運営の非能率が見すごされてはならない。

公民館の運営を効率化するためには，つぎの視点が重要である。

- 1 地域住民の要求を反映し，社会教育に識見と熱意をもつ運営審議会委員を選んで運営審議会の活動を活発にすること。
- 2 活動展開のため必要に応じ，地域諸機関・諸団体との連けいを密にし，またはすぐれた人材を発掘し協力組織をつくること。
- 3 有志指導者（ボランティア）を発見し，随時協力を求めること。
- 4 常時の活動をとおして，住民の学習集団の形成とその波及，ならびにこれにもとづく実践運動への展開を配慮すること。

(4) 管理の適正化

公民館は，公的機関として性格を明確にし，本来の使用に徹するため，管理の適正化をはからなければならない。

管理の適正化には，つぎの視点が肝要である。

- 1 公民館長が公民館経営の責任者であるという管理体制を確立すること。
- 2 職員の専門的な知識と技術が最高度に発揮できるような職員構成と，その適正な配置をはかること。
- 3 施設・設備の整備と運用にあたっては，住民の要求と協力を基本とすること。
- 4 公民館の経費は，目的遂行に必要な額が，じゅうぶん確保されるようにつとめるとともに，その効率的な使用を綿密に考究すること。
- 5 公民館の配置を適正にするために，教育行政機関の積極的な施策を促進すること。

各 論（注．以下，主な事項のみを掲げる。）

- 1 地方教育行政ならびに一般行政と公民館との関係
- 2 市民会館等の出現にともなう公民館のあり方
- 3 望ましい公民館の体制と配置

- 4 公民館における標準的事業の領域と内容
- 5 公民館職員の職務内容と研修

2 都市化に対応する公民館のあり方（抄）

〔昭和45年5月18日
全国公民館連合会第二次専門委員会報告書〕

まえがき

現代の日本には地域のいかに問わず、「都市化」という急激で巨大な社会変動が進行しつつある。われわれは、さきに生きた公民館活動を展開するための道標として「公民館のあるべき姿と今日的指標」（以下「あるべき姿」と略称する）を世に問うた。

この「あるべき姿」も、発表後すでに3年を経過した。その間、社会の大きな変動を経た現在、「あるべき姿」の先駆的意義をすぐれた成果の上に立って、再び「公民館とは何か、何をなすべきか」という根源的な問題を問い直すことは、社会教育の現代化が叫ばれ、公民館の新路線が求められる今日、きわめて意義のある試みといえよう。

今回は、「都市化に対応する公民館のあり方」というテーマのもとに「あるべき姿」を基調として、とくに「都市化」という観点から社会教育の果たすべき現代的役割りをさぐり、生涯教育の基盤確立との関連について、公民館のイメージを焦点化しようとするものである。

第1 都市化の公民館のあり方

1 都市化と社会教育の今日的意義

- (1) わが国、経済社会の急激な変動、なかんずくその地域社会における現象は、これを「都市化」という観点からとらえることができる。いうまでもなく、「都市化」の基本指標は、第一に人口の都市集住度であり、したがってそれともなう都市の膨張、周辺非都市的地域の都市的環境化の進捗の度合である。（地域の都市化）都市化は、現在の日本においては、「過密」と「過疎」という問題をともなう形で生起している。
- (2) 人口の過度な集中は、都市における経済活動や社会生活、すなわち都市社会の「なかみ」ともいえるべきものと、その「いれもの」ないし「場」である都市施設、資源との間にいちじるしいアンバランスとズレを生ぜしめている。そのひとつひとつを解きほぐしながら、都市生活という体系のバランスを確保しないかぎり、都市化は、現代人にとってマイナス条件の拡大再生産でしかない。

他方、人口の急激な流出地帯でも、同様な意味での都市化のひずみが生じている。ここでは、人口減少のため、地域社会の生活上の基礎条件の維持が困難になり、また資源の合理的な利用もむずかしくなって、地域の生産機能が低下し、その結果、さらに人口密度が低下するばかりか、人口の質も変化（非生産年齢人口化・高齢化）がすすんで、生活のパターンが崩れ、生活意欲も減退して、ついにはコミュニティの完全な崩壊にまでいたることさえみられるのである。

(3) 第二の都市化の基本指標は、都市的な生活様式のすべての地域への広範な浸透過程に見出すことができる。いいかえれば、地域社会に住む人々の「生活の都市的性格への変化のスピードがあまりにも急激であることに問題がある。つまりスピードがもたらす摩擦が、人々の生活体系全体を過熱させてしまい、それが既存の地域社会における人々の生活構造の解体と変化への不適応を生むのである。

(4) しかしまた、都市化は、地域社会に新たな教育需要を作り出している。地域社会条件と生活の変化が、新しい環境への適応を促がす地域住民の学習意欲を引き出し、生活様式の変化が、生活の時間的ゆとりを社会教育の場に市民たちを導く契機ともなっている。

地域社会の生活環境条件に対する住民の関心の高まり、生活に根ざす学習意欲の増大、より高度な生活技術の習得への希求、人間的・文化的な教養へのあこがれなどの教育要求に応じて、社会教育がみずからの態勢を整え、生活を切りひらく教育の総合的体系を樹立し、多様化・高度化する教育需要にこたえるべき機は熟したといえよう。

2 都市化と公民館のあり方

(1) 以上のごとき社会教育への今日的要請に対して、公民館は従来からもっていた地域社会教育の拠点としての役割りを十分に発揮しなければ、それ自体として存在することの意義すら失われてしまうおそれなしとしない。公民館はいうまでもなく教育施設をとまなう教育機関である。しかしながら、今日、それは都市地域においてはおおむね“教育的”行事や事業が展開される建造物、ないしは“文化”施設と理解され、農村地域なかならず過疎地域においては、“生活”センターとして機能せしめられようとしている。

(2) こうした公民館イメージの分極化という現実の中で、なお公民館をまず“教育”の場としてとらえたい。もちろん社会教育にあっては、日常生活のなかで、自己学習意欲をもったものが、自己教育および相互教育の形で学習をおしすすめることを第一義としている。したがって、一人ひとりが学習者であると同時に教育者であることも当然ありうる。また、日常生活そのもののなかに教育条件があり、教育内容をそこに見出すことも多い。だが、社会教育のもつこの日常性・生活性・自己学習性・相互教育性という特質にもかかわらず、そのいとなみが教育である以上は、じゅうぶん意図され、組織化された教育条件や教育方法を整備すべきである。公民館はその方向で内容の充実がはからなければならないと結論づけることができよう。

したがって、この基本をはなれて‘単なる利用施設’貸し館と考えられたり、象徴的な意味でのコミュニティ・センターとしてだけ受けとられたり、また住民談笑の場でよいとされたりするのはどうであろうか。

(3) 都市化が激しければ激しいほど、以上のような公民館の教育的意義は強められなければならないと同時に、公民館は地域に普及している各種の社会教育施設ならびにそれに類似する施設と提携しながら、その教育的な核として機能することをはからなければならない。

これら多様な施設が、地域住民の社会教育の機会をひろげているとき、それらをも活用しながら、かつ効率ある教育の実をあげるためにこそ、組織的な教育の機能を発揮すべき公民館の位置と役割りが重要になってくるといわなければならない。

(4) また、公民館のもつ教育的機能を十二分に発揮するために、その前提として地域住民をコミュニティのメンバーとして把握し組織づけることが必要である。コミュニティとは、地域社会という生活の場において、市民としての自主性と主体性と責任とを自覚した住民によって、共通の地域への

帰属意識と共通の目標をもって共通の行動がとられようとする、その態度のうちに見出されるものである。生活環境を等しくし、かつそれを中心に生活を向上せしめようとする方向に一致できる人々が作りあげる地域集団活動の体系にこそ、コミュニティが醸成される。公民館は、そうしたコミュニティ志向的な市民が、しかも都市化の激しい今日において、生活の学習をするという一点において集う場であり、それを教育的に組織する場である。

第2 公民館の現代的機能（注. 以下、主な事項のみを掲げる）

- 1 公民館の中心的機能
- 2 公民館の総合的機能
- 3 公民館の段階的機能

第3 今後への具体的提案

- 1 施設の機能的・有機的連携
- 2 利用者の広域化に見合うための施設の設置および管理運営
- 3 教育態勢の構造化
- 4 公民館主事の専門性の明確化

3 生涯教育時代に即応した公民館のあり方（抄）

〔昭和59年3月31日
全国公民館連合会第五次専門委員会答申〕

まえがき

われわれ全国公民館連合会（以下「全公連」と略称する）の第五次専門委員は、昭和57年2月、諮問を受けて以来2カ年余にわたる審議を重ね、また公民館に直接もしくは間接にかかわりのある人々の意見を徴したうえで、昭和58年5月に中間発表を行った。引続き課題の内容について慎重な検討を加えた結果、ここにそれらの結論をまとめて最終の答申を提出することとした。

われわれは、さきに公表された全公連の、第一次および第二次専門委員会が提唱したところに十分関心を払いつつも、それらが構想されたおよそ20年前のわが国内外の状況から、著しい変化を生じ、さらに近づく21世紀に向かって、いっそう大きな変容を来そうとしている社会の推移にかんがみ、公民館が選ぶべき針路と、鮮明にすべき実像の概要を考察することに全力を傾注した。

したがって、第一次専門委員会が、戦後間もなく発想された、公民館の創業精神ともいべきものを忠実に伝承しようとした趣旨は認めるが、それだけでは足りないか、または現実に即し得ないものがあることを指摘し、独自の提案を行った第二次専門委員会の報告内容を、さらに新たな観点と必要とに基づいて検討し、追求することが作業の重点となった。

調査研究の過程において、全国の市区町村で1万7千館を超える公民館が設置されているなかには、施設や活動の実態に大きな開きがあることも無視するわけにはいかなかったが、しかし、法の定めるところにより、公費をもって設置・運営されるものが多数を占める公民館がこれからの時代に処して存続し、独自の性格と任務とを遂行しつづけるためには、当然共通に守られるべき大綱が設定されなければならない。それについて、本委員会は、次のように作業の基本方向を打ち出し、それらについて検討を加えた結果、委員相互に見解の一致を見た内容を総論と各論とに分けて記述することとした。

1 公民館をとりまく社会の動向

まもなく21世紀に到達しようとする今日の社会は、科学の目ざましい進歩に促されて急激な変化を遂げつづけるであろう。それに伴って、変容を余儀なくされる国民生活に対して、公民館は適切に振舞わなければならない。

2 公民館をめぐる教育上の課題

かけごえの大きさに比べて、現実の生涯教育体制は容易に整う見通しを得られていない。しかも、わが国の教育界は、危急存亡のふちに立たされるにいたっている。この時に当り、公民館は望ましい生涯教育活動実践にむかって先頭を切らなければならない。

3 公民館内部の問題

公民館を時代の要請にこたえ得る教育機関として確立するには、未解決の事項が数多く残っており、その解消に向かって、自ら努力しなければならない。

しかも、最近、各地域には、公私多様の教育に関する施設や事業が併存するにいたり、それらの中で、公民館が果たすべき役割や活動の特質を明示する必要がある。

こうした事態に対して、本委員会は、各地の公民館が直面する問題を精査し、それを解決に導くための基本的な考え方と方策とを、委員の討議による試案をもとに、公聴会および研究集会にも提示して得られた公民館関係者の意見を加えて、最終的な結論を打ち出すようにつとめた。

以下、全般的な考察を「総論」とし、重要な問題領域別の考案を「各論」として記述する。その内容は、全委員のほぼ一致した見解に基づくものであるが、必要に応じて、さらに各委員個々の補足もしくは提言を付記して、いっそう考察を徹底させることとした。

第1部 総論（本文は略）

- 1 社会の推移と教育
- 2 生涯教育の推進と公民館の位置・役割
- 3 公民館の運営と行・財政の改善

第2部 各論

I 公民館の理念

かつて全公連の第一次専門委員会は、公民館の目的と理念を、①公民館活動の基底は、人間尊重の精神にある、②公民館活動の核心は、国民の生涯教育態勢を確立するにある、③公民館活動の究極の

ねらいは、住民の自治能力の向上にあると表現した。この基本的視点は、今日もなお生きている。ただ変化してやまない現代社会においては、それらを静的に解釈するだけでは不十分であって、より動的な見方と方向づけを行う必要を生じている。

1 これからの公民館に求められるもの

生涯教育体制下における公民館は、法的にも、実質的にも公教育の機関である。そして教育とは、あくまで人間性を尊重し、人間的なふれあいによって結実するものである。それゆえに、公民館は、地域社会に生活する住民を教育実践を通じて人間としての成長に向かうように導くことを根本目的とする。

最近、各地域社会にあらわれた、住民の日常生活に大きい影響を与えている現象を挙げれば

- (7) 新たに開発された技術を応用した家庭用機械器具の普及と半加工食品または貯蔵食品の利用による生活の簡便さと単一化,
- (イ) 住居様式や成人男女の勤労形態の変化と家族相互の接触の稀薄化,
- (ウ) 子女の教育や日常生活に関する近隣の人間関係や協力態勢の弱体化,
- (エ) マスコミュニケーション手段の広がりに伴う思考や興味の焦点の流動化と、余暇利用方法の個別化,
- (オ) 対人・公共道徳の低下や職業倫理の衰退等に基因する安定感の減少と、断片的判断および利他的行動の増加

などが目立ち、世代間の意識や行動の開きも顕著になってきた。

こうした時代の傾向に対して、公民館は、一般に、その任務を遂行するための目標を、次のように構成することが考えられる。すなわち、住民の「集まる」－「学ぶ」－「結ぶ」活動に、さらに、「知る」ことと「参加する」ことを合わせ、しかも、これらの5つを並列的に見るのではなく、住民の連帯を中心に据えた構造的な把握をもって行くべきである。さらに併行して、反省評価の改善を図ることとする。

以上のようにして、第二次専門委員会が強調した「学習と創造」に焦点を置く基本方針をふまえて、これをさらに「総合し調整し」て地域へ還元するところまで高次化し、かつフィードバックするところに公民館でなければ果たし得ない重要目標を新たに設定した。

この固有の目標に対して、当面重点的に活動方針を盛り込まれるべきものは、左のとおりである。

- 1 流動してやまない国際情勢のもとに生きる人間として、まず自己の足許の地域社会に目をそそぎ、未解決の課題をとらえるとともに、周辺の世界の状況について、正確な情報を揃えることができるようにする。
- 2 周囲から孤立し、逃避しがちな住民に働きかけて、学習活動を動機づけ、さらに共同の学習の場を設定してそこに参加するように促す。
- 3 共同で学ぶことをもって、すべての学習が終わるのではなく、その内容を個々の生活に合わせて深化させ、具体化する活動に進むことが本当の学習であると自覚し、実行するように奨励をする。
- 4 個人による学習の成果は、自己の生活に還元されるばかりでなく、地域社会の営みに反映されなければ、その意義が薄れる。学習結果の社会化を可能にするものは、主として地域に成立している諸団体であり、住民相互のつながりである。公民館の活動は、これらの団体との連携協力に

よって、特色あるものとなる。

- 5 科学技術や大衆伝達手段に一方的に支配される人間は増えるが、自己と周囲とを的確に見定め、適切な判断に基づいて行動する人間は容易には育たない。そのために地域社会は今後いっそう動揺をし不安定の度を増すおそれがある。公民館はこうした事態を防ぎ、生活の基盤を確立することについての評価がたえず励行されるようにして、地域活動の方向を正すための世論形成を促進する。

2 公民館の進路と他の機関施設との関係

地域社会の多面的で複雑な変化の状況を予見し、それに対処する必要を担う公民館は、特に、学校の模倣と茶の間形態のいずれかという実態上の二極が、今後多極化することも考慮して、

生活を学び、創造する地域における生涯教育トータルエデュケーションセンターの代表的機関であり、

よく知り、よく判断するための情報提供機関インフォメーションセンターであり、

地域社会生活を発展させるための実践拠点オーガナイジングセンターである、

という性格（規定）を鮮明にし、それぞれ館がおかれている地区の実態を科学的に究明して、具体的な活動計画を立案しなければならない。それはもちろん、地域社会全体に共通の総合教育計画の一環として考えられるものであるが、同一地域社会の中においても、地区ごとに特色ある施設や活動を打ち出すことを是認するものである。

各地区館が、公民館として当然果たすべき役割にかなう施設設備や事業を必置すると同時に、地区の特性を運営に反映させるためには、地域における公民館（類似施設も含む）全体の間のシステム化を強めることが特に重要となる。内なるシステム化は、いわゆる連絡調整に当たる館を介して、通称ターミナル公民館など、設置理由を異にする館も出現している今日、それぞれの位置と任務とを十分に考慮するとともに、地域内の公民館網に盲点を残さないよう、その組織ネットワークと活動の構成について綿密な配慮をほどこす必要がある。

しかし、右に提起したことは、公民館の独善と独走とを意味するものではない。今日、各地域社会に、別個にかつ多様に成立し、利用されている諸施設は生涯教育体制を完成するためにも、有機的に関連させ（学校も当然その中の一となる）、それぞれの機能の限界にも十分留意して相互に協力し合うようにしなければならない。なお、それについて付言したいのは、口先で連携を叫んでも、それだけで実効が挙がるものではない。公民館がこの必要を自覚し、先頭に立って、各方面の関心と呼び起こし、実現に向かう気運を醸成しなければならないということである。

さらに、公民館は、生涯教育のモデル機関の一として、プログラムや指導方法に関して、先導的試行を実施することもできるように、自己の役割の拡大を図って行きたい。たとえば、最近の教育界において、全国民の関心事となっている、在学青少年の非行あるいは怠学、自殺等の行為の頻発に対して、学校も当該家庭もなすところがない状態にメスを入れ、問題の根源にさかのぼって、新たな教育のしくみにあてはめるとともに、その中の重要視点については、これを住民が研究し実践することを促すように事業計画として打ち出す試みにもって行きたい。それはまた、婚前教育とか、老齢期にそなえる中年成人の学習など、多くの必要課題についても同様に考えられるものである。

事業の側面だけでなく、公民館は、住民の生活の向上に奉仕する各種の施設に対して、住民の心をとらえ、かつ住民が進んで利用するように、施設の構造や管理・運営についても、モデル的な存在となり、さらに事業などの協同化を主唱する気がまえをもつことが望まれる。そして、究極的に

は、地域社会そのものを、より教育的な環境に改めて行くための原動力となるようにして行きたい。

(以下略)

II 公民館の管理・運営方針（本文は略）

- 1 現代的教育機関の管理
- 2 公立公民館運営の指針
- 3 公民館運営審議会の活性化
- 4 管理・運営の改善方策

III 公民館の専門的職員（本文は略）

- 1 専門職制の必要と人材の確保
- 2 専門職員の養成・配置
- 3 現職研修の強化

IV 公民館事業の構造化（本文は略）

- 1 事業を構造化する必要とねらい
- 2 構造化の手順と方法
- 3 事業の構造化と定型化の区別

V 公民館をめぐる行・財政の課題（本文は略）

- 1 生涯教育体制の確立と行政
- 2 公民館に関する行・財政の課題と対策
- 3 法令・基準等の改正

第3部 結 語

本委員会において、追究してきたところでは、その内容をおよそ次のように要約することができる。

1 生涯教育と公民館

- ㉞ 日本の教育は一日も早く生涯教育体制を打ち出し、そのもとで各機関が有機的かつ合理的に役割を分担しなければならない必要に当面している。
- ㉟ 生涯教育を推進するには、地域の実態に即した教育の総合計画（他の行政系統における施設の活動も含む）を樹立し、すべての住民に、生活を学びつつ実践することができるように、目標を設定しなければならない。
- ㊱ その中で、公民館は、社会教育の基幹施設として、多様な住民の生活の中にある必要課題をとりあげ、直接その事業計画に組み込むだけでなく、生涯教育体制下にある諸機関施設や団体との協力を促進するため連絡・調整・評価の任務を担当する。

2 公民館の目標と活動

- ㊲ 公民館は、公教育の機関としての要件を充足して、各地域の特性に基づき、構造的に事業を編成して、教育の成果を地域社会に還元する。
- ㊳ そのため、地域内の公民館のシステム化に努め、住民生活に密着できるようにする。
- ㊴ 社会の動向や住民の生活実態を正確にとらえて、教育の総合計画に反映させ、たえず事業の充

実を図る。

- ㊥ 教育は「ひと」にあることを認識して、専門的資質をそなえた職員を確保し、教育にふさわしい環境を整える。
- ㊦ 施設の管理・運営については、利用者の拡大と、その活用に主眼を置き、また実施方法の改善に関して、運営審議会委員や有志指導者などの知恵と能力とを最大限に引き出すように努める。

3 公民館と行・財政

- ㊧ 行政機関と教育実施機関との任務の混同を避け、それぞれの役割に専念する。
 - ㊨ 館長、主事の身分・待遇を教育公務員にふさわしいように改善する。
 - ㊩ 現行の設置運営基準が定める最低の水準をもってしては、生涯教育の主要な位置を占めることができないことに留意し、財政を強化して、施設の改善を図る。
 - ㊪ 行政系統や事務の担当区分が極度に分かれてしまったことから生ずる矛盾、非能率を是正するため、教育の立場からしての整合を推進する。
 - ㊫ 各機関施設の特性と限界とに着目して、有機的な関係を保つように措置する。
 - ㊬ 現行法令、規則等を見直し、その改正に向けて努力し、財政の強化策を講ずる。
- 近づく21世紀にそなえ、変化してやまない地域社会に深く根を下ろして、自ら学ぶことをとおして住民の結びつきと社会生活の発展を促す公民館の責任は重かつ大である。

あしがき

(略)